

### (3) 出欠席等の扱い (感染・濃厚接触者以外の場合を含む)

児童生徒等の出欠席等の扱いは、原則、以下のとおりとする。  
なお、参考として教職員の場合の服務を示すが、詳細は教育委員会へ確認すること。

状 況	児童生徒等の出欠席等の扱い	教職員
(1) 感染が判明した場合	治癒するまで、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。	療養休暇 (臨時的任用職員・会計年度任用職員は特別休暇により取り扱うことができる)
(2) 濃厚接触者に特定された場合	保健所が定めた期間(感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間が基本)、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。	職務に専念する義務の免除
(3) 発熱や風邪症状がみられ自宅で休養する場合	「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。 <small>(文部科学省:学校再開ガイドラインより)</small>	特別休暇
(4) 同居する家族が濃厚接触者に特定された場合	児童生徒等本人に発熱や風邪症状がない場合については、登校して差し支えない。ただし、保護者から欠席の相談があった場合は、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。	教職員本人に症状有: 特別休暇
(5) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等が主治医や学校医に相談の上、登校すべきでないと判断された場合	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。 <small>(文部科学省:学校再開ガイドラインより)</small>	教職員本人に症状有: 特別休暇  (診断書等あれば療養休暇)

状 況	児童生徒等の出欠席等の扱い	教職員
(6) 海外から帰国し、2週間の自宅等での待機を要請された場合	<p>その期間は、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。 (その後、健康状態に問題がなければ登校可)</p> <p><small>(文部科学省:学校再開ガイドライン、教育活動の再開等に関するQ&amp;Aより)</small></p>	<p>検疫法第16条第2項に規定する停留(これに準ずるものを含む。)の対象となった場合: 特別休暇</p>
(7) 児童生徒等に症状等はないが保護者から学校を休ませたいと相談された場合	<p>① 例えば、感染経路不明の患者が急激に増えている地域である等により、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合</p> <p>→「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。</p> <p><small>(文部科学省:教育活動の再開等に関するQ&amp;Aより)</small></p> <p>② ①に該当しないが、校長が必要と認める場合</p> <p>→「出席扱い」とする。</p> <p><small>(令和2年4月2日付け教安第1号別紙より)</small></p>	

<参考>

校長は、新型コロナウイルス感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、学校保健安全法に定める第一種感染症として、治癒するまで出席を停止させることができる。

【学校保健安全法第19条、令和2年1月31日付け文部科学省事務連絡より】